

こう つう い じ
交通遺児
 えん ご き きん
援護基金

君の未来の
 ために…。

陸上交通事故などでお父さんやお母さんを失った
 交通遺児激励のために見舞金などを支給しています。
 基金の原資は、企業・団体や県民の皆様からの寄附金を基に、
 その利息をもって実施しています。

■ 支給対象

18歳未満(ただし、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間に高校に在学している者を含む)
 の交通遺児(世帯)

- ・陸上交通事故が対象(船舶および航空機において発生した事故は対象外)
- ・事故当時および現在千葉県内に住所を有する交通遺児(世帯)が対象
- ・県外に転居したとき、父又は母が再婚等したときは対象外

■ 支給金の種類

- (1) **見舞金** 一世帯(遺児となった日から1年以内を対象)… **100,000円**
 但し、遺児が2名以上いる世帯については、
 2人目から各々に50,000円を加算する。(表)参照
- (2) **勉学奨励金** 小学校又は中学校に入学する時…………… **30,000円**
- (3) **激励金** 中学校又は高等学校等を卒業する時… **60,000円**
- (4) **受験費用助成金** 高等学校等の検定料(併願可)…………(上限) **50,000円**
 大学等の検定料(併願可)…………(上限) **100,000円**

(表) 見舞金の金額

一世帯あたりの交通遺児数	支給金額
1人	100,000円
2人	150,000円
3人	200,000円
4人	250,000円

■ ご相談・申請窓口

お住まいの市町村社会福祉協議会または民生委員児童委員へご連絡ください。
 (裏面をご参照ください)

問い合わせ先
 (制度・ご寄附について)

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会
TEL.043-245-1101

千葉県社協 交通遺児

検索

